

第3833号議案

# 第241回福岡県都市計画審議会議案

令和5年2月8日(水)



第3833号議案

4嘉土 第1675号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

稲築都市計画ごみ焼却場の変更（嘉麻市決定）について

令和5年2月8日

嘉麻市長 赤間 幸弘

## 稲築都市計画ごみ焼却場の変更（嘉麻市決定）について

変更に係る都市計画の種類及び名称	土地の位置	面積
稲築都市計画ごみ焼却場	福岡県嘉麻市岩崎 124 番地	約 0.9ha

稲築都市計画ごみ焼却場を廃止する。

### 理 由

当該都市施設（ごみ焼却場）は、昭和 48 年 11 月に稲築都市計画ごみ焼却場の決定承認を受け、昭和 49 年 12 月に稲築町ほか 2 か町衛生施設組合第 1 清掃センターとして完成。旧稲築町、旧庄内町、旧頼田町で構成する旧稲築町ほか 2 か町衛生施設組合の運営により、ごみ処理を行ってききましたが、ごみ焼却における大気汚染等問題、施設の老朽化、ごみ処理方法について施設の見直しが行われ、同敷地内において、平成 14 年 7 月に新たな都市施設（ごみ処理場）ごみ燃料化センターを併設。新施設の本格稼働により、平成 14 年 9 月をもって当該施設（ごみ焼却場）は閉鎖し、平成 22 年 3 月には施設解体が完了しています。

以上の理由から、稲築都市計画ごみ焼却場の都市計画について、事後の廃止手続きをするものです。

# 稲築都市計画ごみ焼却場の変更(嘉麻市決定)について

